第六条の二十四の九第三項第三号ト及びチ	法第九条の十第一項	法第十五条の四の四第一項
第六条の二十四の九第三項第四号ホ及びヘ	法第九条の十第一項	法第十五条の四の四第一項
第六条の二十四の九第三項第五号	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号

第十二条の十九の表第六条の二十四の十の項中「第六条の二十四の十」を「第六条の二十四の十一」に改め、同表第六条の二十四の十三第二項の項から第六条の二十四の十五第二項及び第六条の二十四の十六第二項の項までを削る。

第十二条の十二の二十第一項第四号及び第五号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第六号中「国内における」を「輸入の相手国から本邦までの」に、「（輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者を含む。）」を「及び国内における運搬を行う者」に、「当該運搬を行う者」を「当該者」に改め、同項中第十号を第十二号とし、同項第九号中「その」を「当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　申請者が当該廃棄物の国内における処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、当該廃棄物を国内において処分する理由

第十二条の十二の二十第一項第八号中「申請者」を「前号の処分を行う者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　当該廃棄物の国内における処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十二条の十二の二十第二項中「から第九号まで（第三号を除く。）に規定する」を「、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる」に改め、「一括して」を削り、「輸入の許可」を「輸入の一括許可」に改め、「この条において」を削り、「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第九号まで（第三号を除く。）」を「、第二号及び第四号から第十一号まで」に改め、同項第三号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項第三号中「申請者」を「当該廃棄物の国内における処分を行う者」に、「産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証」を「第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証」に改め、同項第四号中「申請者が産業廃棄物処理施設を有する者である場合には、産業廃棄物処理施設設置許可証」を「第一項第九号に規定する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証」に改め、同項第六号中「排出した」を「生じた」に改め、同条第四項中「受けた後」を「受けた者は」に、「を変更」を「の変更」に、「、輸入」を「、許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入」に改め、「輸入する」の下に「当該」を、「上限の」の下に「変更であつて、当該上限について」を加え、「変更に」を「増減を伴うものに」に、「する必要が生じた」を「をしようとする」に、「様式第三十五号」を「様式第二十九号の二」に改め、同項第二号中「を受けた年月日」を「の年月日」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第十二条の十二の二十二を第十二条の十二の二十一とし、第十二条の十二の十九の次に次の一条を加える。

（報告）

第十二条の十二の二十一　法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該許可の年月日及び許可番号

三　当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

四　当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行つた者及び当該廃棄物の国内における運搬を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

五　当該廃棄物の国内における処分を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

六　当該廃棄物の国内における処分を行つた施設の種類及び設置場所

七　当該廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）

八　当該廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

第十二条の十二の二十五第一項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第八号中「最終処分場」を「廃棄物の最終処分場」に、「及び構造並びに」を「並びに構造及び」に改め、同項第九号中「前号の」を「前号に規定する」に改め、同項第十号中「放流水」を「第八号に規定する施設に係る放流水」に改め、同条第二項中「から第十号まで（第三号を除く。）に規定する」を「、第二号及び第四号から第十号までに掲げる」に改め、「一括して」を削り、「輸出の確認」を「輸出の一括確認」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第十号まで（第三号を除く。）」を「、第二号及び第四号から第十号まで」に改め、同条第三項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第五号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に改め、同項第六号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「当該施設が廃棄物の最終処分場である場合」に改め、同項第七号中「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「廃棄物の最終処分場」に改め、同項第八号中「の施設」を「に規定する施設」に改め、同条第四項中「受けた後」を「受けた者は」に、「を変更」を「の変更」に改め、「限る。）」の下に「確認の有効期間内の当該産業廃棄物の」を、「輸出する」の下に「当該」を、「上限の」の下に「変更であつて、当該上限について」を加え、「変更に限る。）する必要が生じた」を「増減を伴うものに限る。）をしようとする」に、「様式第三十七号」を「様式第三十一号」に改め、同項第二号中「を受けた」を「の」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第十二条の十二の二十七を第十二条の十二の二十八とし、第十二条の十二の二十六を第十二条の十二の二十七とし、第十二条の十二の二十五の次に次の一条を加える。

（報告）

第十二条の十二の二十六　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該確認の年月日及び確認番号

三　当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五　当該産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六　当該産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了した年月日）